

年発 0 2 2 0 第 2 号  
令和 2 年 2 月 2 0 日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省年金局長  
（公印省略）

「確定拠出年金における加入者情報の適正な通知等について」の一部改正について

民法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 44 号。以下「民法改正法」という。）の一部が令和 2 年 4 月 1 日に施行されることとなったことに伴い、「確定拠出年金における加入者情報の適正な通知等について」（平成 19 年 11 月 15 日付年発 1115002 号）の別添「確定拠出年金における加入者原簿等の記録の適正な管理等について」（平成 19 年 11 月 15 日付年発 1115001 号）の一部を別紙のとおり改正し、民法改正法の施行日（令和 2 年 4 月 1 日）から適用することとしたので、貴管下の確定拠出年金の実施事業所の事業主の指導について遺憾のないよう配慮されたい。

確定拠出年金における加入者原簿等の記録の適正な管理等について  
新旧対照表

下線部分が改正箇所

新	旧
<p>1 (略)</p> <p>2 確定拠出年金の給付の取扱いについて 確定拠出年金による給付を受ける権利（支払期月ごとに支払うものとされる給付の支給を受ける権利に限る。）は、民法（明治29年法律第89号）第166条の時効の規定が適用されるが、同法第145条の規定によりその時効を援用せず、給付を行うことが可能であること。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 確定拠出年金の給付の取扱いについて 確定拠出年金による給付を受ける権利（支払期月ごとに支払うものとされる給付の支給を受ける権利に限る。）は、民法（明治29年法律第89号）第169条の規定によりその時効は5年であるが、同法第145条の規定によりその時効を援用せず、給付を行うことが可能であること。</p> <p>3～5 (略)</p>